

## 利用者のために

### 1 調査の目的

6次産業化総合調査（以下「本調査」という。）は、農業者、漁業者等による農水産物の生産関連事業による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。

### 2 調査の根拠

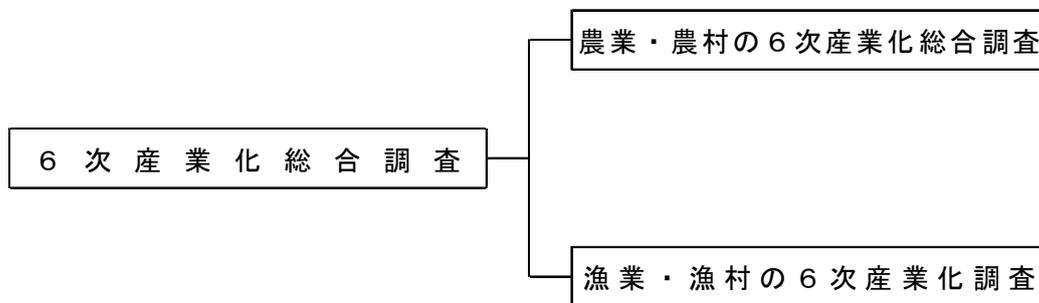
本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

### 3 調査機関

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

### 4 調査の体系

本調査の体系は、次のとおり。



### 5 調査の対象

#### (1) 農業・農村の6次産業化総合調査

2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」を営む農業経営体（注1）及び2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した農産物直売所（注2）並びに農業協同組合等からの情報収集により把握した農業協同組合等が運営する農産加工場及び農家レストランとした。

なお、農業協同組合等が運営する農家レストランについては、平成24年度から調査の対象とした。

#### (2) 漁業・漁村の6次産業化調査

2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））において把握した水産加工場を営む海面漁業経営体（注3）及び2008年漁業センサス（流通加工調査）において把握した沿海地区の漁業協同組合等が運営する水産加工場（注4）、漁業協同組合等からの情報収集により把握した海面漁業経営体及び沿海地区の漁業協同組合等が運営する水産物直売所とした。

また、平成27年度から、2013年漁業センサス結果により把握した漁家民宿を営む海面漁業経営体、2013年漁業センサス結果及び平成24年経済センサス（活動調査）により把握した漁家レストランを営む海面漁業経営体及び漁業協同組合、漁業協同組合等からの情報収集により把握した漁家民宿又は漁家レストランを営む海面漁業経営体並びに沿海地区の漁業協同組合等が運営する漁家レストランを追加した。

注：1 2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）実施後に、農業協同組合等からの情報収集により把握した新たに農産物の加工、観光農園、農家民宿及び農家レストランを営んだ農業経営体を含む。

2 2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）実施後に、農業協同組合等からの情報収集により把握した新たに開設された農産物直売所を含む。

- 3 2008年漁業センサス（海面漁業調査（海面漁業経営体調査））実施後に、漁業協同組合等からの情報収集により把握した新たに水産加工場を営んだ海面漁業経営体を含む。
- 4 2008年漁業センサス（流通加工調査）実施後に、漁業協同組合等からの情報収集により把握した新たに操業した沿海地区の漁業協同組合等が運営する水産加工場を含む。

## 6 調査対象者数及び選定方法等

### (1) 農業・農村の6次産業化総合調査

次のア～オの業態ごとに標本調査により実施した。ただし、年間販売金額規模が1億円以上（農産物の加工にあつては10億円、農産物直売所にあつては5億円以上）の調査対象者及び平成27年度に新たに農産物の加工等の事業を開始した調査対象者については、全数調査とした。

- ア 農産物の加工（農産物の加工を営む農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産加工場）
- イ 農産物直売所（農産物直売所を営む農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産物直売所）
- ウ 観光農園（観光農園を営む農業経営体）
- エ 農家民宿（農家民宿を営む農業経営体）
- オ 農家レストラン（農家レストランを営む農業経営体及び農業協同組合等が運営する農家レストラン）

標本調査にあつては、農産物の加工等の業態ごとに全国の年間販売金額を指標に、目標精度を5%として必要標本数を算出し、母集団の大きさに応じて、都道府県別、販売金額規模別、運営形態別に区分した各階層ごとに必要標本数を配分し調査対象者を選定した。

なお、調査対象者数、有効回答数等は次のとおりである。

区 分	調査対象者数	有効回答数	有効回答率
計	12,940事業体	7,888事業体	61.0%
農産物の加工	3,739事業体	2,249事業体	60.1%
農産物直売所	5,542事業体	3,457事業体	62.4%
観 光 農 園	1,762事業体	1,020事業体	57.9%
農 家 民 宿	708事業体	445事業体	62.9%
農家レストラン	1,189事業体	717事業体	60.3%

### (2) 漁業・漁村の6次産業化調査

次のア及びイについては業態ごとに標本調査により実施した。ただし、年間販売金額規模が水産物の加工は10億円、水産物直売所は5億円以上の調査対象者及び平成27年度に新たに水産物の加工又は水産物直売所の事業を開始した調査対象者については全数調査とした。

また、平成27年度から調査の対象とした次のウ及びエについては全数調査とした。

- ア 水産物の加工（水産加工場を営む海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する水産加工場）
- イ 水産物直売所（水産物直売所を営む海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する水産物直売所）
- ウ 漁家民宿（漁家民宿を営む海面漁業経営体）
- エ 漁家レストラン（漁家レストランを営む海面漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する漁家レストラン）

標本調査にあつては、水産物の加工及び水産物直売所の種類ごとに全国の年間販売金額を指標に、目標精度を5%として必要標本数を算出し、母集団の大きさに応じて、都道府県別、販売金額規模別、運営形態別に区分した各階層ごとに必要標本数を配分し調査対象者を選定した。

なお、調査対象者数、有効回答数等は次のとおりである。

区 分	調査対象者数	有効回答数	有効回答率
計	2,387事業体	1,491事業体	62.5%
水産物の加工	640事業体	412事業体	64.4%
水産物直売所	445事業体	321事業体	72.1%
漁 家 民 宿	1,023事業体	588事業体	57.5%
漁家レストラン	279事業体	170事業体	60.9%

## 7 調査対象期間及び調査実施時期

### (1) 調査対象期間

調査対象期間は平成27年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の1年間とした。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成27年度の期間を含む1年間とした。

### (2) 調査実施時期

平成28年10月から平成28年11月までの間に実施した。

## 8 調査事項

主な調査事項は、次に掲げるとおりとした。

### (1) 農業・農村の6次産業化総合調査

#### ア 農産加工・農産物直売所・観光農園

##### (ア) 農産加工・農産物直売所・観光農園の概要

事業内容・運営形態

##### (イ) 農産加工

a 農産加工品の販売金額

b 年間稼働日数

c 生産した加工品名、販売金額割合

d 農産加工品の販売状況

販売先別販売金額割合

e 加工原料の仕入状況

品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合

f 他産業との連携の有無

g 農産加工における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

h 経営方針の決定に参画している男女別従事者数

##### (ウ) 農産物直売所

a 農産物直売所の販売金額

b 農産物の販売状況

品目別販売金額割合及び品目別産地別販売金額割合

c 営業期間

d 農産物直売所における農産物、農産加工品の販売先別販売金額割合

e 農産物直売所の施設形態及び売場面積

f 農産物直売所における購入者数

g 農産物直売所における農産物、農産加工品の取扱状況及び出荷者数

h 農産物直売所における出荷者からの料金徴収状況及び手数料率

- i 農産物直売所における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃
- (エ) 観光農園
  - a 観光農園の売上金額
  - b 取扱品目
  - c 営業日数及び利用者数
  - d 観光農園における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃
- イ 農家民宿
  - (ア) 農家民宿の運営形態
  - (イ) 農林漁業等体験活動の有無
  - (ウ) 営業日数
  - (エ) 農家民宿の売上金額及び農林漁業体験活動参加料・体験料
  - (オ) 年間宿泊者数
  - (カ) 農林漁業等体験の参加者数及び参加者の居住地域割合
  - (キ) 農家民宿における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃
- ウ 農家レストラン
  - (ア) 農家レストランの運営形態
  - (イ) 営業日数
  - (ウ) 農家レストランの売上金額
  - (エ) 利用者数
  - (オ) 農家レストランにおける男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃
- (2) 漁業・漁村の6次産業化調査
  - ア 水産加工
    - (ア) 水産加工の運営形態
    - (イ) 水産加工品の販売金額
    - (ウ) 年間稼働日数
    - (エ) 生産した加工品名、販売金額割合、販売先別販売金額割合
    - (オ) 加工原料の仕入状況  
品目別仕入金額及び品目別産地別仕入金額割合
    - (カ) 他産業との連携の有無
    - (キ) 水産加工における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃
  - イ 水産物直売所
    - (ア) 水産物直売所の運営形態
    - (イ) 水産物直売所の販売金額
    - (ウ) 販売先別販売金額割合
    - (エ) 品目別販売金額割合及び品目別産地別販売金額割合
    - (オ) 営業期間、施設形態、売場面積及び購入者数
    - (カ) 水産物直売所における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃
  - ウ 漁家民宿
    - (ア) 漁家民宿の運営形態
    - (イ) 農林漁業等体験活動の有無
    - (ウ) 営業日数
    - (エ) 漁家民宿の売上金額及び農林漁業体験活動参加料・体験料
    - (オ) 年間宿泊者数
    - (カ) 農林漁業等体験の参加者数及び参加者の居住地域割合
    - (キ) 漁家民宿における男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃
  - エ 漁家レストラン
    - (ア) 漁家レストランの運営形態
    - (イ) 営業日数
    - (ウ) 漁家レストランの売上金額
    - (エ) 利用者数
    - (オ) 漁家レストランにおける男女別・年齢別の従事者の状況及び雇用者の労賃

## 9 調査方法

農林水産省が契約した民間事業者が調査票を郵送により配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により実施した。

ただし、次の調査対象者にあつては、農林水産省が実施した。

- (1) 平成27年度に新たに事業を開始した調査対象者
- (2) 年間販売金額が1億円以上の大規模な調査対象者
- (3) 漁家民宿、漁家レストランの事業を営む調査対象者

## 10 集計方法

都道府県別に農業生産関連事業又は漁業生産関連事業における年間販売（売上）金額の推定値を次の式により算出した。

なお、全国計、全国農業地域別及び地方農政局等別の推定値は、都道府県別の各推定値を合計して算出した。

<推定値の計算式>

$$T = \sum_{i=1}^L \frac{N_i}{n_i} \sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}$$

- T : x の総計の推定値  
 i : 運営主体別販売金額階層（以下「階層区分」という。）を表す添字  
 j : 標本を表す添字  
 L : 階層区分の数  
 N<sub>i</sub> : i 階層区分の母集団の大きさ  
 n<sub>i</sub> : 調査結果が得られた i 階層区分の標本数  
 x<sub>ij</sub> : 調査結果が得られた標本のうち、j 番目の標本の x の調査値

## 11 実績精度

農業生産関連事業又は漁業生産関連事業における全国の年間販売（売上）金額を指標とした実績精度（標準誤差率＝標準誤差の推定値÷年間販売（売上）金額の推定値×100）は、次のとおりである。

- (1) 農業・農村の6次産業化総合調査

農産物の加工	農産物直売所	観光農園	農家民宿	農家レストラン
2.1%	1.2%	5.1%	3.5%	1.5%

- (2) 漁業・漁村の6次産業化調査

水産物の加工	水産物直売所
2.1%	2.5%

なお、本年度においては漁家民宿及び漁家レストランは全数調査を行っており、目標精度は設定していない。

## 12 用語の解説

- (1) 事業体
 

農業生産関連事業を営んでいる農業経営体及び農業協同組合等が運営する農業生産関連事業の事業所並びに漁業生産関連事業を営んでいる漁業経営体及び漁業協同組合等が運営する漁業生産関連事業の事業所をいう。

なお、農業経営体及び漁業経営体が複数の事業を営んでいる場合は、それぞれ1事業体としてカウントした。
- (2) 年間販売（売上）金額
 

農業生産関連事業及び漁業生産関連事業に係る年間販売（売上）金額は、1年間（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の事業による販売（売上）金額をいう。

ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成27年度の期間を含む1年間とした。

- (3) 従事者 農業生産関連事業及び漁業生産関連事業に従事した者をいい、雇用のほか、世帯員、経営者、役員等も含む。
- (4) 雇用者 農業生産関連事業及び漁業生産関連事業の経営のために雇った常雇い及び臨時雇いをいう。
- (5) 通年営業 各事業において1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合をいう。  
なお、通年営業以外の場合を季節的営業とした。
- (6) 常設施設 農産物直売所において、直売専用に使っている常設の施設（簡易な小屋等を含む。）、農産加工場や温室など他の用途と兼用している施設、百貨店やスーパーなど大型店舗の一角にある独立した売り場（量販店のインショップ）、賃貸による直売施設等をいう。
- (7) 出荷者数 農産物直売所に農産物又は農産加工品の販売を委託している農業経営体数をいい、農業協同組合等の組合員数や生産者グループ等を構成している個々の農業経営体数をいう。  
なお、卸売市場等から買い取っている場合は、出荷者数には含まない。
- (8) 農業経営体 農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
- ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業
- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| ①露地野菜作付面積    | 15 a                                  |
| ②施設野菜栽培面積    | 350㎡                                  |
| ③果樹栽培面積      | 10 a                                  |
| ④露地花き栽培面積    | 10 a                                  |
| ⑤施設花き栽培面積    | 250㎡                                  |
| ⑥搾乳牛飼養頭数     | 1 頭                                   |
| ⑦肥育牛飼養頭数     | 1 頭                                   |
| ⑧豚飼養頭数       | 15頭                                   |
| ⑨採卵鶏飼養羽数     | 150羽                                  |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000羽                                |
| ⑪その他         | 調査期日前1年間における農業生産物の総販売金額50万円に相当する事業の規模 |
- ウ 農作業の受託の事業
- (9) 農業協同組合等 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づく農業協同組合（農業協同組合連合会を含む。以下同じ。）及び農業協同組合が50%以上出資する子会社をいう。  
なお、これらに加えて、農産物の加工にあつては、農業協同組合の加工場を使用している農業協同組合の下部組織及び生産者グループ（任意組合を含む。以下同じ。）を含み、農産物直売所にあつては、

	生産者グループ並びに農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売する施設を開設している都道府県、市区町村（市町村及び特別区をいう。以下同じ。）、第3セクター、農業協同組合の下部組織及び民間企業を含む。
(10) 農林漁業等体験活動	農作業体験、地引き網体験、養殖の体験、枝打ち、農水産物の加工、郷土料理づくり、調理の体験、木工細工、地域伝統行事への参加、森林散策等の体験活動をいう。
(11) 農業生産関連事業	農業経営体又は農業協同組合等による農産物の加工、農産物直売所及び農家レストラン並びに農業経営体による観光農園及び農家民宿の各事業をいう。 ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は、該当しない。
農産物の加工	農業経営体又は農業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成員が生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工（非食品の製造も含む。）することをいう。
農産物直売所	農業経営体又は農業協同組合等が①自ら生産した農産物（構成員が生産した農産物や農産物加工品を含む。）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設や場所及び、②農業経営体から委託を受けた農産物又は農産加工品を販売するため開設した場所又は施設をいう。 なお、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたものを含み、無人販売所、移動販売及びインターネットのみによる販売は除く。
観光農園	農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験又はほ場を鑑賞させ料金を得る事業をいう。
農家民宿	農業経営体が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく旅館業の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して料金を得る事業をいう。
農家レストラン	農業経営体又は農業協同組合等が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）が生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得る事業をいう。
(12) 漁業経営体	利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を営む者をいう。
(13) 漁業協同組合等	水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）に基づく漁業協同組合（沿海地区に所在するものに限る。）及び漁業協同組合連合会、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会が50%以上出資する子会社、漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の下部組織、漁業者グループをいう。 なお、漁業協同組合については、漁業経営体に該当する場合であっても漁業協同組合等に区分した。
(14) 漁業生産関連事業	漁業経営体又は漁業協同組合等が、自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物を用いて営む水産加工、水産物直売所、漁家民宿及び漁家レストランの各事業をいう。

水産物の加工	漁業経営体又は漁業協同組合等が販売を目的として、自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物を用いて、加工製造するための作業場又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の常時従業者を使用し水産加工品を製造することをいう。
水産物直売所	食品衛生法に基づく魚介類販売業の許可を得て、生鮮魚介類、水産加工品を定期的に消費者と直接対面で販売するための施設（冷蔵設備を有し、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、木造等十分な耐久性を有する構造であって、給水、汚物処理設備等を有する施設）を有し、その販売活動に専従の常時従業者を使用して、漁業経営体又は漁業協同組合等が自ら又は構成員（組合員）の漁業生産によって得られた生産物又はその水産加工品を販売している事業所をいう。
漁家民宿	漁業経営体が旅館業法に基づく旅館業の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した水産動植物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得る事業をいう。
漁家レストラン	漁業経営体又は漁業協同組合等が食品衛生法に基づく飲食店営業又は喫茶店営業の許可を得て、不特定の者に自ら又は構成員（組合員）の生産した水産動植物をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得る事業をいう。

<参考>

【加工品目分類一覧】

1 農産加工品

大分類	中分類	小分類
農産食品	粉類	米粉
		その他の粉類
	でん粉・砂糖類	でん粉・砂糖類
	カット野菜	カット野菜
農産加工品	野菜加工品	野菜かん・びん詰め
		トマト加工品
		きのこ類加工品
		塩蔵野菜 (つけ物を除く。)
		野菜つけ物
		野菜冷凍食品
		乾燥野菜
		その他の野菜加工品
	果実加工品	果実かん・びん詰
		果実飲料
		ジャム、マーマレード 及び果実バター
		果実つけ物
		乾燥果実
		その他の果実加工品
茶・コーヒー	茶・コーヒー	
香辛料	香辛料	
めん・パン類	めん類	
	パン類	
穀類加工品	穀類加工品	
菓子類	菓子類	
豆類の調整品	豆類の調整品	
その他の農産加工品	こんにゃく	
	その他の農産加工食品	

大分類	中分類	小分類
畜産加工食品	肉製品	加工肉製品
		鳥獣肉のかん・びん詰め
		その他の肉製品
	酪農製品	液状のミルク・クリーム
		練乳及び濃縮乳
		粉乳
		はっ酵乳及び乳酸菌飲料
		バター
		チーズ及びカード
		アイスクリーム類
その他の酪農製品		
その他の畜産加工食品	その他の畜産加工食品	
その他の食料品	調味料及びソース	みそ
		しょうゆ
		ソース
		食酢
		スープ
		その他の調味料及びスープ
		調理食品
その他の食料品	その他の食料品	
飲料	アルコールを含む飲料	ビール
		果実酒
		穀物を原料として発酵させた飲料(ビールを除く。)
蒸留酒	蒸留酒	
その他	上記以外の農産加工品(非食品)	

## 2 水産加工品

中分類	小分類	中分類	小分類
ねり製品	かまぼこ類	水産物漬物	水産物漬物
	魚肉ハム・ソーセージ		水産物つくだ煮
冷凍食品	冷凍食品	調味加工品	乾燥・焙焼・揚げ加工品
素干品	素干品		その他調味加工品
塩干品	塩干品	その他の食用加工品	その他の食用加工品
煮干品	煮干品	かん・びん詰	かん・びん詰
塩蔵品	塩蔵品	寒天	寒天
くん製品	くん製品	油脂	油脂
焼・味付のり	焼・味付のり	生鮮冷凍水産物	生鮮冷凍水産物
塩辛類	塩辛類	非食用加工品	飼肥料

### 13 利用上の注意

#### (1) 統計表の地域区分

全国農業地域及び地方農政局の区分は、次のとおりである。

##### ア 全国農業地域

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

##### イ 地方農政局

地方農政局名	所属都道府県名
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の所属府県は、上表ア全国農業地域と同じであることから、表章はしていない。

- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。
- (3) 各統計表の構成比は原数の値により算出している。
- (4) 各統計表の事業体数及び経営体数は、1の位を四捨五入している。  
(例：4経営体 → 0経営体)
- (5) 統計表中に用いた記号は、次のとおりである。  
「0」、「0.0」： 単位に満たないもの（例：40万円 → 0百万円）  
「-」： 事実のないもの  
「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの  
「x」： 個人又は法人、その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの  
「nc」： 計算不能
- (6) 秘匿方法について  
統計調査結果について、調査対象者数が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。  
なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

#### 14 ホームページ掲載案内

本調査の結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果の分野別分類は、「6次産業化」に分類しています。

#### 15 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 地域資源流通構造統計班

電 話：(代表) 03-3502-8111 内線3712

(直通) 03-3501-2747

F A X : 03-3502-3634